

第二十四回 参議院大蔵委員会議録第三十号

昭和三十一年五月二十九日(火曜日)午前十時七分開会

委員の異動

本日委員井上知治君、平林太一君及び一松吉定君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君、大矢半次郎君及び青柳秀夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君  
理事 藤野 繁雄君  
平林 剛君  
前田 久吉君

委員

青柳 秀夫君  
石坂 豊一君  
大野木秀次郎君  
大矢半次郎君  
木内 四郎君  
新谷寅三郎君  
西川甚五郎君  
山本 米治君  
野溝 勝君  
土田國太郎君  
木村禧八郎君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

政府委員

日本専売公 大月 高君  
社監理官 渡邊喜久造君  
大蔵省主税局長 東條 猛猪君  
大蔵省銀行局長 東條 猛猪君  
事務局側  
常任委員 木村常次郎君  
会専門員

本日の会議に付した案件  
○理事の補欠互選  
○税理士法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
○金融制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○租税及び金融等に関する調査の件  
(農産物協定に基く葉たばこ輸入に關する件)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員會議を開きます。  
議事に入るに先だつて委員の異動について御報告いたします。本日付もつて一松、井上、平林太一の三委員が辞任され、その補欠として青柳秀夫君、大野木秀次郎君及び大矢半次郎君が委員に選任されました。

○委員長(岡崎眞一君) 理事補欠互選についてお諮りをいたします。  
去る五月二十四日岡理事が委員を辞任されました結果、理事に欠員を生じましたので、その補欠を互選いたしましたこと存じますが、成規の手続を省略し、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないことを認めます。それでは理事に平林剛委員を御指名申し上げます。  
○委員長(岡崎眞一君) それでは税理士法の一部を改正する法律案を議院として質疑を行います。  
○土田國太郎君 局長お見之のようですから、ちょっと参考聞いておきたいのですが、今度の税理士法の三十三条の二ですね、法人税とか所得税の申告を作成した場合に特別に添付書類の制度というのを今度設けられましたね。今までそういうものはなかったのですが、それはどういうおつもりで、こういうものをお作りになったのか、これは付けられた方が政府が便利なのか、あるいは納税義務者が利益であるか、それらの点についてお伺いします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 従来この制度はございませんでしたが、行政の實際において税理士の方と話し合いをしまして、こういう制度をやつたらいいじゃないかという話はずいぶんしておりましたし、一部の局では、税理士会との申し合せによりまして、こういう書類を添付する。もちろん政府の義務づけといった問題はございませぬが、書類を添付するといったようなことを実行を始めておる国税局もあるようであります。と申しますのは、税理士が一応税務代理人として申告書とかいろいろなものを出しますが、その税理士の仕事に携わつておる程度というものについては、実はピンからキリまであるわけでありまして、と申しますのは、一番丁寧に携わつております場合には、伝票から整理し、帳簿をつけ、それから貸借対照表、損益計算書を作り、申告書を作り、それを税務署へ出す。こういうずっと一連の仕事に關与しておる場合もありますれば、帳簿から何から全部納税者がつけておいて、いわば申告書の書き方がわからぬから、この書類でもってまあ申告書を作つてくれ、こういうたような依頼を受ける、こういう場合だけがあるわけでありまして、従つてどの程度までその税理士がその仕事に携わつていたかというものはつきりさせるといふことは、結局税務署としまして、納税者として、納税者の利益になりましようし、税務署としましては税理士がいいかげんな申告と云うか、処置をしないということにおいての、責任を持つてくれるし、税理士にしましてもそれによつて仕事のやり方もつきりする。こんな意味において、従来からこの制度をいろいろ実施しようじゃないかという話もありましたが、まあ延び延びになつてきた、この機会にそれをはつきり実施する、そのかわり政府としまして、その事項について、更正決定するときににおいては、一応あらかじめ税理士の意見を聞き、これだけの拘束は受ける。こういう考え方で計画を立てた次第であります。

○委員長(岡崎眞一君) ただいま議題となつております税理士法の一部を改正する法律案の質疑は後に譲りまして、金融制度調査会設置法案を議題として質疑を行います。一萬田大蔵大臣がお見えになつておられますから、大臣に対する質問を先にお願いたしました。

○平林剛君 金融制度調査会設置法案につきまして若干大蔵大臣に質疑がありますので、それを行います。  
今度提出されました金融制度調査会設置法案の内容によりますと、この調査会は、大蔵大臣の諮問に應じて、いろいろ必要な事項を建議するようになつておりますが、今回の法案が提出せられるに当りまして、大蔵大臣としてはどういふ事項を諮問しようかと考へておられますか。その諮問の今考へておられる概要につきまして明らかにしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は今考へておりますことは、現行法に基いて言へば、日本銀行、普通銀行、金利決定に關する臨時金利調整法、法律的にはどういふものであります、少し内容的に申し上げれば、日本銀行につき

なつていた、この機会にそれをはつきり実施する、そのかわり政府としまして、その事項について、更正決定するときににおいては、一応あらかじめ税理士の意見を聞き、これだけの拘束は受ける。こういう考え方で計画を立てた次第であります。

○委員長(岡崎眞一君) ただいま議題となつております税理士法の一部を改正する法律案の質疑は後に譲りまして、金融制度調査会設置法案を議題として質疑を行います。一萬田大蔵大臣がお見えになつておられますから、大臣に対する質問を先にお願いたしました。

○平林剛君 金融制度調査会設置法案につきまして若干大蔵大臣に質疑がありますので、それを行います。  
今度提出されました金融制度調査会設置法案の内容によりますと、この調査会は、大蔵大臣の諮問に應じて、いろいろ必要な事項を建議するようになつておりますが、今回の法案が提出せられるに当りまして、大蔵大臣としてはどういふ事項を諮問しようかと考へておられますか。その諮問の今考へておられる概要につきまして明らかにしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は今考へておりますことは、現行法に基いて言へば、日本銀行、普通銀行、金利決定に關する臨時金利調整法、法律的にはどういふものであります、少し内容的に申し上げれば、日本銀行につき

なつていた、この機会にそれをはつきり実施する、そのかわり政府としまして、その事項について、更正決定するときににおいては、一応あらかじめ税理士の意見を聞き、これだけの拘束は受ける。こういう考え方で計画を立てた次第であります。

ましても、日本銀行が違つた金融情勢に対応して十分な機能を現わし得るよう新しい制度を一つしないかどうか。具体的に申しますれば、たとえば支払準備金制度、そういうふうなものを導入する必要があるのかないのか、こういうこと、あるいはまた一般の銀行について言えば、取引先きに対する貸出限度と引当金をどうするか、あるいはまた、今日金融機関のほとんど大多数が銀行の名を冠しておられて、いずれも銀行業務という事になっておる。もともとこれは信託あるいは無尽という特殊な機能を持つておるのでありまして、こういう分業を調整する必要があるのかないか、あるいはいろいろそういう点について大体検討をお願いしよう、かように私、考えております。

○平林剛君 大蔵大臣が大体諮問しようとしておることは、今のほかに、衆議院の大蔵委員会である平岡議員や石野議員と質疑応答されたことで大体私が見当はついておるわけでありまして、きょう全部お話になつたわけではなくて、その一部を私の質問に対して答えたようでありまして、衆議院の大蔵委員会であつたお述べになつたこともやはり諮問しようと考えておられるのですか。これは僕はどうも、あれもこれもというだけで、そのときの答弁によつて違つておるわけですね、あなたが諮問しようと考えておられることが……。ある委員の質問に対しては、こういうことも考えている、ああいうことも考えているという答弁をなさる。今、私の質問に対しては、そのうちの二つを述べただけで、一般的な構想についてお述べになつておら

ないのですけれども、ときどきそういうふうになるのですか。  
○國務大臣(一萬田尚登君) お答えいたします。決して交つておりません。まあ一々読み上げた場合とそうでない場合において、お答え申し上げた項目が若干違いがあると思ひます。しかし、いずれの場合においても、今私が申し上げたことが主要な点であることには私は変わりはないと思つております。  
○平林剛君 諮問すべき事項について政府側の何か具体的な構想がきちんときまつておるものかどうか。つまりこの金融制度調査会の設置法案が通つたら、いろいろ思ひついたことを諮問するといふような考えでこの法案が提出されておるのか、それとも政府の方で、もはやあらかじめこういう問題とこういう問題とはぜひ諮問をして一つの結論を得たいものだといふ、具体的な構想があつて、この法案が提出されたものかどうか、私はその点が知りたのです。大蔵大臣の御答弁を聞いて、先ほど私が指摘したように、そのときどきに答へる内容や幅が違つてきているので、その点が明瞭を欠いておると思つておる。私の聞きたいことは、今日この法案を提出されるに當つて、政府は具体的な諮問すべき事項を持つておるのかどうか、はっきりしたものを御見解をお聞きしたいわけですね。  
○國務大臣(一萬田尚登君) この金融制度調査会を設けたいという趣旨の根本は、非常に大きなことを私一つ考えておるのであります。これは今回戦争の結果、日本の経済のあり方というものが非常に変化を來たして、また敗戦後の諸事情から特に金融関係に

おいては非常な変動を生じております。こういうものをいふ基本的な考え直すかという点は、しばしば問題になつたのであります。しかし、いろいろものを考える場合、やはり経済の今後の見通しが相当はつきりしたときでないか、こういう基本的なものの改は適當でない、今日の情勢で、ほばこういうふうな基本法を考へるのに適當であるか考へるときがきた、こういうふうな考へ方から、この金融制度調査会を設けて金融制度全般にわたつて一つ衆知を集めてみたい、かように考えたわけでありまして、さしあたりそれは私自身として金融制度調査会にこういう点をまず諮問しよう、こういうふうな考へておるわけでありまして、むろんそれだけが全部ではありません。今後において大蔵省としても検討の結果をお追加するものがあるかもしれませぬ。それならどういふものが必要なものであるかといへば、私が先ほどそのおもなものであると申し上げたのであります。一応かつて私が、予算委員会でありましたか、どこでありましたか、御質問に対して答へて、書いたものを読んで答へたことがあります。その方が適當であると思ひますので、主要なものはどうであるかといへば、まず銀行法の関係では、私は支払準備金制度の創設について諮問したいと思つております。それから自己資本充実に關する規定の整備をどういふふうにするか。あるいは業務上不動産所有の制限に關する点、あるいは経営の健全化のため必要な規定の整備。日本銀行につきましても、政策委員会について諮問をしてみたい。現行法の規定が

戦時中の規定になつておりますので、今日の情勢に適應するようにこれを民衆化していきたい。それから金利の規正方式について先ほど申し上げたように諮問したい。業務分野の調整について諮問したい。こういうふうなのが今考へておる主要な事項であるのであります。全般にわたつて基本的なことが、さしあたりは、何もなくてやめるのか、それではなくて今申したやうな、具体的なことも考へて、こういうやうな状況に相なつております。

○平林剛君 それで全般的な構想についてほほわかりました。いつごろこの金融制度についての調査会を發足させるのか。まあ法案が通らないというところ、これはどうしようもないと思つておられますが、かりにこの法律案が議会で成立したならば、いつごろからこの委員会を持たれたら、いつごろから検討してもらつた措置に出られるのか。あるいはまた大蔵大臣としては、いつごろまでにそういう結論を得て次の措置を移したいと思つておられるのか。こういうことについて一つきより明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

は、次の国会にでも法律案を必要とするれば出すというふうなことにいたしました。かように考へております。  
○平林剛君 そうすると、この金融制度調査会というものは恒久的な機関になるのですか。今のお話ですと、急いで結論をつけなければならぬといふものについては早く結論をつけてもらつたが、しかし拙速というわけではなく、慎重にやらなければならぬものは引き続き検討してもらつたという御答弁によりまして、何かこの金融制度調査会は恒久的な機関のよう受け取れるわけですか。その点はどうなのでしょいか。  
○國務大臣(一萬田尚登君) 決して私は恒久的な機関、そんなことは考へておりません。それは大体諮問いたしました事項の限界がござりまして、またそれを実施する時期もやはりそんなに長く便々としておるわけにもいかなない事柄が多いのであります。大体この使命が終れば、この調査会はなくなるものと思ひます。ただ金融制度の基本的な、あるいは全般にわたつたことを一応頭に置いておられますので、今何カ月というところは少し……きめるのは窮屈であらう、かように考へております。

○平林剛君 金融制度の改善に關する重要事項といふのは、その情勢によつていつ終るといふものではないわけですね、そのときどきに應じていろいろな諮問が必要になるというところは当然だと思つておられますが、今の大臣の答へから行くと、今回設置をする金融制度調査会といふのは、ただいま今日の段階における重要な諮問事項があつて、これを諮問をするために特に設置をしたものだ、その諮問すべき事項が大体の結論がつけば、未来未劫かな

は、次の国会にでも法律案を必要とするれば出すというふうなことにいたしました。かように考へております。  
○平林剛君 そうすると、この金融制度調査会というものは恒久的な機関になるのですか。今のお話ですと、急いで結論をつけなければならぬといふものについては早く結論をつけてもらつたが、しかし拙速というわけではなく、慎重にやらなければならぬものは引き続き検討してもらつたという御答弁によりまして、何かこの金融制度調査会は恒久的な機関のよう受け取れるわけですか。その点はどうなのでしょいか。  
○國務大臣(一萬田尚登君) 決して私は恒久的な機関、そんなことは考へておりません。それは大体諮問いたしました事項の限界がござりまして、またそれを実施する時期もやはりそんなに長く便々としておるわけにもいかなない事柄が多いのであります。大体この使命が終れば、この調査会はなくなるものと思ひます。ただ金融制度の基本的な、あるいは全般にわたつたことを一応頭に置いておられますので、今何カ月というところは少し……きめるのは窮屈であらう、かように考へております。

○平林剛君 金融制度の改善に關する重要事項といふのは、その情勢によつていつ終るといふものではないわけですね、そのときどきに應じていろいろな諮問が必要になるというところは当然だと思つておられますが、今の大臣の答へから行くと、今回設置をする金融制度調査会といふのは、ただいま今日の段階における重要な諮問事項があつて、これを諮問をするために特に設置をしたものだ、その諮問すべき事項が大体の結論がつけば、未来未劫かな

か結論がつかぬものがあるけれども、しかし大體の目的が達すればこの調査会というものは解散をするというふうに理解してよろしいのですか。

十分論議もし、調整も加えて、私は衆知を集めたりつばな成案を得たい、こういうことから、まあ委員会を作れば、こういう委員会ですから、やはり法律に基いた方がよからう、かように考えたわけでありませう。

○平林剛君 私はまあこの金融制度調査会設置法という法律案そのものに対して大へん疑問を持つて居るのです。しかし大蔵大臣が先ほど審問したいと考へている事項については、当然検討してもらわなければならぬ幾つかの問題がありますから、そういうことを十分検討をするということは政府機関として当然のことです。しかしこれを検討するために金融制度調査会設置法という法律が必要であるかどうか、これは私は疑問を持つて居るわけでありませう。こういう法律案によらなくても、政府は閣議決定を行なつて、今大蔵大臣として当然考へなければならぬ点を審問するのは政府機関で適當な機関を作つてもできるわけですね。法律によらなくても、今お話しになつたような事項は、当然政府が絶えず研究して適宜な措置を打つて、それに必要な事項は議院に提出して来るというのが当然の責務だと思つて居るわけでありませう。それにもかかわらずこの調査会設置法という法案を出して、法律によつていろいろな結論を出さうというお考えはどういうところにあるのでしょうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) さようでございませう。

○平林剛君 私はまあこの金融制度調査会設置法という法律案そのものに対して大へん疑問を持つて居るのです。しかし大蔵大臣が先ほど審問したいと考へている事項については、当然検討してもらわなければならぬ幾つかの問題がありますから、そういうことを十分検討をするということは政府機関として当然のことです。しかしこれを検討するために金融制度調査会設置法という法律が必要であるかどうか、これは私は疑問を持つて居るわけでありませう。こういう法律案によらなくても、政府は閣議決定を行なつて、今大蔵大臣として当然考へなければならぬ点を審問するのは政府機関で適當な機関を作つてもできるわけですね。法律によらなくても、今お話しになつたような事項は、当然政府が絶えず研究して適宜な措置を打つて、それに必要な事項は議院に提出して来るというのが当然の責務だと思つて居るわけでありませう。それにもかかわらずこの調査会設置法という法案を出して、法律によつていろいろな結論を出さうというお考えはどういうところにあるのでしょうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 金融制度がどういふふうにあるか、あるいはどういふふうになるかということ、これは経済全般に及ぼす影響というものは非常に大きくかつ各般にわたるのであります。従つて、それぞれの分野、経済の分野における権威者の委員会を作りまして、そうしてそれらの意見を

十分論議もし、調整も加えて、私は衆知を集めたりつばな成案を得たい、こういうことから、まあ委員会を作れば、こういう委員会ですから、やはり法律に基いた方がよからう、かように考えたわけでありませう。

○平林剛君 法律を作つてこの委員会を構成した方が特にいろいろな権威のある人たちに來てもらえる、こういう意味で調査会の設置法案を出したに違つた、こういうふうな理解をしてよ

○國務大臣(一萬田尚登君) 大体さやうに考へておられます。

○平林剛君 私は結局、こういう金融制度調査会設置法を出したに違つたといふのは、まあ議会でこういう機関ができません、今のやうな目的が達せられるといふことはわかりませうけれども、それでなくとも、先ほどお話しになつたやうなことは、大蔵大臣の審問機関をお作りになつてやつても差つかないもの、それほど大きな違いはないといふふうな思つて居るのです。ただ勘ぐるわけではありませぬけれども、どうもこれは先の国会に出されて来た金融機関の資本運用の調整のための臨時措置法の一部改正に関する法律案が審議未了になつたものだから、その肩がわりといつてはおかしくないけれども、大体その結論をつけるために、要りもしないやうな金融制度調査会設置法案といふものを議院にお出しになつたといふやうな印象を受けるわけでありませう。そういう点はどういふふうにお考へになつておられますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) それは全く私は異なると思つて居ます。先ほどから申しますやうに、これは今日の金融の

○國務大臣(一萬田尚登君) 大体さやうに考へておられます。

○平林剛君 さきの議院に御提出になつた金融機関の資本運用の調整のための臨時措置法の一部改正に関する法律案、あれが出されたとき、私はそつちの方のあまり専門ではありませぬけれども、民間において投融資委員会というものが自発的に財界人を中心として作られたといふ報道を知つたのであります。それと、あれとの關係は今度どうなつて居るのですか。民間における財界の投融資委員会というものが作られた動機からみて、さきに出された法律に対して自主的な措置としてかまえたといふふうには私は理解をしたのであります。今度はこの法律案を作る場合においては、財界の方における空気といふか、あるいは態勢といふか、はどんな具合になつておられますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今回のこの調査会、これは先ほどから申し上げたやうな目的でやつて居るのであります。それから金融機関でやりますところの自主規程委員会、これもあります。これは主として銀行等の資金運用に關して自主的にその運用の適正を期して、こういうふうな機関になつておられます。それから先般、資金委員会、これは金融機関の資金の蓄積、運用等についての基本的な点について、金融機関と表裏と言いますか、

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

○國務大臣(一萬田尚登君) 委員につ

て御審議を願った方が適當であると、かように考へております。

○木村禮八郎君 やはり特別に、さつき大蔵大臣言われましたし、また法案の提案理由にもあると思うのですが、やはり金融情勢が最近変つてきておる。そうしてやはりここで、今直ちにではなくても、まあ割合に早い機会に、いわゆる金融調整に關して何か制度的にも手を打たなければならぬ情勢が新しく出てきているのではないかと。それで日銀制度の改正あるいはまた銀行法の改正等々もありますが、当面この大蔵省の付属機関として金融制度調査会を、これは臨時という字は入つておらないのですが、設けるに ついては、重点的に何か、これはいろいろ問題が羅列されておりますけれども、大蔵大臣言われたことについて、は……、しかし当面先手につけなければならぬ問題ですね、今の金融情勢の変化に応じて……。そういう点は、特に私は金融調整の問題だと思つて、その点はどういふふうな……。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは私いろいろなお考え方が、先ほど申し上げました通りあると思ひますが、私はこれはまあ意見の相違になるかもしりません。率直に申しますが、私は懇談会とか審議会というふうなもので、すべて国民生活に、あるいは税でもあるいは経済でも、こういう大きな影響を与えるような、そういう審議会は、やはりできれば私は法律に基いて作つた

方がいいのじゃないか。これは私はそういう考へ方をしております。まあ大蔵大臣だけが自分の諮問にしようというので、委員になつて下さいというのでやるのでなくして、やはり法律に基いてしつかりした足場において研究していただき、あるいは議論もしていただき、十分責任も持つてもらつて、そういうのがいいのじゃないかということが私の基本的な考へ方でありま

○木村禮八郎君 私はその形の問題を、懇談会でいいか、あるいはまたこの法律に基く大蔵省の付属機関にいいかというその可否を問題にしているのじゃないのです。それは今まで懇談会というものがあつて、昭和二十六年に答申して居るで、大蔵省もこれまでもずっと研究して居るはずなんです。それを特に懇談会からこういう機関に、法律的な機関に変えるに ついては、そこに實際の特別の事情があるのでは、それを伺つて、情があるので、まあ、もう一つ言へば、端的に言へば、私は二つの理由があると思つて居るのです。その一つは、民間資金活用の問題がこの三十一年度の予算で大きく問題になつてきましたね。民間資金活用の問題。それに關連してその金融調整の必要が生じ、そこで投融資委員会というものが問題になつてきて、この問題をどう処理するかということが一つですね。当面の問題としてそれがあつて居るのです。民間資金活用、千三百九十七億ですかね。あれだけを、あの三十年よりも倍以上の民間資金活用をやるについては他に及ぼす影響も相当あると思つて居るのです。そ

こでいわゆる投融資委員会という制度が問題になつたわけですから、それをどうしように処理するかというところが一つ、もう一つは、この金融緩和によつて市中銀行が日銀にどんどん金を返し、そうして日銀の金融統制力というものが、公定歩合の変更あるいはマーケット・オペレーションだけでは追つていけなくなつてくる段階になつて居るのではないかと。そういう点から金融調整というのについて何かこ

○國務大臣(一萬田尚登君) お答えします。今具体的に御意見を二つあげられて話されておりましたから、答弁しやうのであります。この調査会に、私は民間資金の活用ということについて諮問をする考へは持つておりません。そういうことは考へておりません。これは私が率直に先ほどから申し上げたように、日本の金融制度というものを、変化した日本の経済情勢に適應するようにするには、どういふふうにか、あるいは現状でいいのか、そういう基本をはつきりさせたいというのが率直なねらいなのであります。従

いまして、申しましたように、まあ具體的としては、日本銀行、地方銀行といふものはこういうふうな変化したものに對してどうあるべきか。こういうふうなことを考へている。それから先ほど申しましたように、今日金融緩和、銀行業務の色になつた、こういう姿で果していいのかどうか。こういうふうなことが中心だという考へに私はなるのであります。こういう調査会を作つて、ここに何かかけて金融統制的なものを出そう、こういうことは誠心誠意私は申し上げますが、全然考へておりません。

それからもう一つの、たとへば金融情勢が違つた、この金融情勢に對して、日本銀行の機能が従来のままでは弱まってきたか、これを何か補充する必要があるか、これは私はその通りだと思つて居る。従つて中央銀行がどうあるべきかというカテゴリーの中において一つ考へる、検討を加えていく。特にそのうちでも、資金がだぶつく場合、日本銀行の貸出政策はこの調整が困難な場合も予想されますから、いわゆるマーケット・オペレーションを中心とするのであります。さらにそれだけでいいのか。さらに支払い準備金制度といふようなものを導入することの可否についても慎重に検討したい、こういうふうな考へて、中央銀行に關する点についてはこの調査会に諮ります。それは政府と民間の關係というやうなものについて、規制について諮問をするのじゃないかと、よく客觀的に、日本の金融制度、中央銀行のあり方といふものを、政府から離れて、どうあるべきかといふことを特に私は諮問をして、そして長きにわたつてその

法律でなるべく日本の金融制度がうまく動いていく、こういうふうな考へているわけでありませう。

○木村禮八郎君 それでよくわかりました。その民間資金活用に關連して政府の資金統制的な線が出てきたので、民間銀行では非常に反對したわけですが、それとまた、それに関する法律案が出てきましたけれど、民間のそういう意向を反映してか、委員会ではほとんど審議せずに、審議未了の形になつて、そういう形で流れては行かぬ。従つてこれに對しては何か結末をつけなければならぬという格好になつて居るのです。民間資金活用の問題、あれは三十一年度の予算では一番重要な特色であつたわけですよ。それについて、その一つの条件として、あるいは民間資金活用に關連する資金調整の問題は出てきたのです。民間金融機関の銀行の反對によつてそれがやむやみになつてしまつた。そこで大蔵大臣が今御答弁に於て、そういうことには全然關係がないから、そういう形に於て民間資金活用に關する資金調整の問題は、ここで人たちも御安心下さい、今までそういうふうなことが言われて法律案も出てきたけれども、あの法律案はもう政府は出さない、全然それに關係のないこと、そういうものを出してきた、こういう意味の御答弁なんです。そうなんです。そこで事情は非常にハッキリしました。そこで今度は、これは政府の關係がなく、純然たる民間だけの、政府のいんげんもつかない民間だけの実績なんです。そういう金融調

整のあり方についてのいろんな答申を  
求めるのだ、こういうことになってい  
るが、しかしこれは大蔵省の付属機関  
ですね、そういう形なら、そういう趣  
旨なら、付属機関にしない方がいん  
じやないんですか。何か大蔵省の付属  
機関という形をとると、やはり政府機  
関の一部になるのですよ。そういうと  
ころでやはり政府の諮問というもの  
が、大体意向というものが出てくるの  
ですね。その点はどうかですか。そ  
れで今後はもう全然民間資金活用に関  
連したあいう統制的な考えはこれ  
もう御破算にしたのだと、はつきりい  
えはそういうことになると思っています  
。それにかわって出てきたのがこれ  
だ、この法案だ、そういうわけです  
ね。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどか  
ら私、詳しく申し上げたと思うのであ  
りますが、この資金統制とか、ある  
いは前に話が出ました、かつての資金  
委員会、それは全然関係ないんでご  
ざいます。これは私、はつきり先ほど  
から申し上げた通りであります。この  
調査会でそういうことを考えるとい  
うことではなくて、むしろ私は、先ほど  
から積極的に、具体的に、この調査会  
に諮問しようというふうなことはかく  
かくのことである、こういう基本方針で  
やるということも申し上げた通りであ  
ります。それで、そんなら……この調査  
会はそうであります、先ほどのお話の  
言葉で資金の統制についての考えを打  
ち切ったか、こういうふうな点があつた  
と思うのですが、私はやはり今日の金  
融情勢あるいは今後予想される金融情  
勢からは、金融機関の自主性にまか  
しても十分所期の目的を達成し得ると、

私、確信しておるのであります、そ  
れがまた金融というものの性格から見  
ても適当であらう、かように考えてお  
るのであります、しかしこれは金融  
機関のやはり心がまえ……民間の金融  
機関の心がまえにもやはり関係するこ  
とでありまして、私はそれを期待し、そ  
ういうことに指導もいたしまして、お願  
いをしてあります、しかし、どうして  
もそういうふうなことがかりにない  
という場合におきましては、これはやは  
りまた考えなくちゃならぬことは、こ  
れは私はあると思う。もう何もかも人  
間の生活の上でありますから、むろん  
そのときの情勢の変化に応じて適切に  
処置をとるのは当然でありますから、  
何も私はここでやかましく言うことは  
ありません。ありませんが、何でもこ  
れ限りだ、これだけだ、こういうふう  
なことは私は考えておりません。これ  
はやはり今後の情勢の変化、あるいは  
いろいろの問題があらましよう、そ  
ういふ点においてはさらに検討も加えて  
みなければならぬと、かように考え  
ております。

○木村八郎君 この支払い準備金制  
度というものは金融調整的な……統制と  
は私は言いませんが、調整的なもので  
はないのですか。  
○国務大臣(一萬田尚登君) これは私  
は金融調整的なものではないと思いま  
す。これはやはり資本の蓄積が相当高  
度にできて、そしてむしろ資金が潤  
沢であるというところが、そういう  
金融市場を予想する場合におきまして  
は、私は制度として預金支払い準備金制  
度、つまり中央銀行の預金に預け入れを  
しておき、そして中央銀行はマーケッ  
ト・オペレーションだけではなかなか十

分な手がいかぬ場合におきまして、そ  
れを補完といひますか、という意味で、  
この制度を活用することも私は考えて  
おりますし、あるいはまたこの制度が  
導入された場合におきましては、この  
制度で合理的な率において、そういう  
資金を吸収しておいて、そしてな  
かつかつそれで不十分な場合においてマ  
ーケット・オペレーションでもってそれ  
を補完していく、こういうふうなこ  
れはまあ状態になるわけですね。導入す  
る際におきましては、むしろマーケッ  
ト・オペレーションが先になつて、そして  
それではなかなか十分でないというよ  
うなことでありましたなら、これはや  
はり支払い準備金制度を入れておかぬ  
という、中央銀行の資金調節機能が  
不十分であらう、こういうことで立っ  
ておりますが、一べん制度が入れば、  
私はやはりマーケット・オペレーシ  
ンが補完的な作用をなす、かように考  
えておるわけでありませぬ。

○木村八郎君 これは将来の公債発  
行といふことを予想してそういう預金  
準備制度、そういうものを考えられて  
いるのじゃないのですか。  
○国務大臣(一萬田尚登君) そういう  
ことは絶対にありません。これは純粋  
な、むしろ市場資金の調節、言いかえ  
れば物価の安定を予期する上から、あ  
るいは他の言葉で言へば通貨価値を維  
持するために必要な制度であるのであ  
ります。これは公債発行……財政的  
な要請に基づく公債発行とは全く別個で  
あります。公債発行が必要であれば、  
こういう制度があらうとかならうと、  
またやるというのだったらやったらよ  
ろしいのでありまして、何もこの制度  
とは関連ありません。

○木村八郎君 それはしかし、公債  
を発行した場合に、民間の消化の形  
でやらなければそれはインフレになりま  
すから、そういうためには、その支払  
い準備金制度には有価証券を内容とす  
るといふことにすれば、公債発行の場  
合にやはり民間消化を強制的にたいに  
できる機能は出てくるわけですよ。こ  
れは主観的には今大蔵大臣は、自分は  
そう考えていないと言つたつて、大蔵  
大臣をいつまでもやつておるわけじゃ  
ありませんし、そういう制度ができた  
場合に、これはどうしてもそれに私は  
利用される可能性が出てくる。現にそ  
ういふ議論があるのです。それは議論  
が分れるわけであつて、大蔵大臣はそ  
うじゃない、有価証券はこれの中に含  
めないといふかもしれないけれども、事  
実上は大蔵大臣は、大体金融情勢につ  
いては順調にいくといふような、いわ  
ゆる統制的な政策をやらなくても順調  
にいくようにお考えですが、しかし今  
後の金融の見通しについては、財政の  
面とも関連しまして、来年、再来年あ  
たり考えますと、相当やはり私は統制  
的な政策をとつていかなければ、もう  
相当インフレ的な要因はあるのですか  
ら……賠償の問題でしょう、賠償だつ  
てこれは相当大きなインフレ要因にな  
ります。防衛費もふえてくるでしよ  
う。そういうような形でやはりイン  
フレ的な要素はもう相当私は強くなつ  
てきていると思つたのです。新聞で見  
ると、大蔵大臣は、まだまだ数量景気が  
続くのだ、価格景気に転換するよう  
な情勢にはならないと言つておられます  
が、私はその点は相当やはり危険性が

あると、そう見ておるのですが、その  
点はどうですか。  
○国務大臣(一萬田尚登君) 私もしば  
しばの機会に、いろいろ経済の会合等  
の場合におきましてお話を申し上げて  
おるのでございますが、決して手放し  
の楽観はしておるわけではありませ  
ん。今日のこの世界経済の情勢から見  
て、また同時にこれを受けておる日本  
経済の状況から見ても、手放しに楽観を  
しておるわけではありません。警戒も  
しなくてはならない。あるいは努力を  
すべき面が多々ある。そして今後な  
かなかむずかしい方向に向くであらう  
といふことも私は決して否定いたしま  
せんが、それをインフレといふこと  
になれば、それは経済の破局でありま  
すから、これはもうあらゆる手段を用  
いて、そういうふうにならないようにし  
たい、こういう決意を述べておるのであ  
ります。決して手放しの楽観をしてお  
るわけではありませぬ。

○木村八郎君 そこで、大蔵大臣は  
決して楽観しておるのじゃないと言わ  
れておりますが、そういう含みとし  
ても、いわゆる支払い準備金制度で  
か、大蔵大臣は金融統制的な考えはな  
いと言いますが、統制という言葉は避  
けて、金融調整と言へばいいでしよ  
う。金融調整的なその政策を強化しな  
ければならぬ。そういうために、制度  
的にやはり今なるべく早い機会にそ  
ういふ制度を設ける準備をしておくと  
必要がある、そういうことからこれは出  
されておるんじゃないですか。  
○国務大臣(一萬田尚登君) そういう  
点も調査会のいろいろの人の意見を聴  
取したのであります、この支払い  
準備制度が市場資金の量の調整にある

あると、そう見ておるのですが、その  
点はどうですか。  
○国務大臣(一萬田尚登君) 私もしば  
しばの機会に、いろいろ経済の会合等  
の場合におきましてお話を申し上げて  
おるのでございますが、決して手放し  
の楽観はしておるわけではありませ  
ん。今日のこの世界経済の情勢から見  
て、また同時にこれを受けておる日本  
経済の状況から見ても、手放しに楽観を  
しておるわけではありません。警戒も  
しなくてはならない。あるいは努力を  
すべき面が多々ある。そして今後な  
かなかむずかしい方向に向くであらう  
といふことも私は決して否定いたしま  
せんが、それをインフレといふこと  
になれば、それは経済の破局でありま  
すから、これはもうあらゆる手段を用  
いて、そういうふうにならないようにし  
たい、こういう決意を述べておるのであ  
ります。決して手放しの楽観をしてお  
るわけではありませぬ。

ことは言うまでもありません。統制ではありませんが、市場資金の調整、しかもこれは非常に自然の流れにしようというのがねらいであります。言いかえるならば、この事などは中央銀行をしてこれをやらせる。むしろある程度の幅はきめなくてはならぬと思ひます。しかしその幅の範囲内では中央銀行の方が時の市場における資金量に適正ならしめるために動かしていい、こゝろいうような仕組みであるのであります。これは私は、金融自体に当然あるべき姿である、かように考えて、ごく自然な流れをしていく、かように考えております。これまた質問外かも知れぬが、私は国債とこれを結びつけて行くことは、それは、ある国においてそういうことが考えられたり、やつておるところがあるかもしれませんが、私はそれはやはり正しい道ではないと確信いたしております。

○木村福八郎君 この法案に対する質問はこれで終了です。

最後に一つこの際、大蔵大臣がお見えになりましたから伺つておきたいことがあるのですが、それは今度日比賠償がまあ八億ドルときまりましたが、この結果、今後の日本の外貨払いですね、毎年どのくらいになるだろうという予想か。それは外債支払い等を合めて、東條さんもおりますから、前に外国為替局長をやつていましたから、大蔵大臣じゃなくてもいいですか。……大蔵大臣から大ざっぱでもいいが、見通しについて、それが財政の上にとどのくらい毎年影響してくると見られるか、ちよつとこの見通しについてお聞きしたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 詳しい数

字はあとから申し述べさせていただきますが、今のところ、賠償等でまきまきつておりまして、フィリピン賠償の五億五千万ドル、これをいれまして年間の外貨払いが五千万、これに英米貨債の外貨債の元利払いが、これは元金が、今、私の記憶では三億七千万ドルあると思ひますが、この年間の払いが三千五百万、加えて八千五百万ドルが一応今……

これに若干のこまかいものがありまして、今、私、数字を具体的に……きり申し上げられませんが、おそろく全部で何もかも入れて、八千五百万ドルも入れて、九千三、四百万ドルじゃなからうかと今思つております。それが、これは確定してあります。そうして見ますと、今後残りますのがインドネシア、それからほか若干は残つております。これはどうなるかという問題でございますが、まあすでにこのフィリピン賠償、それからビルマ賠償も片づきましたので、これから見て、あとの分を考えていくと、今の九千万ドル前後のものにそれがプラスされるわけでありまして、大体の見当はおつき下さると思ひます。私は今後の交渉に待たなくてはならぬ……、これは賠償問題ですから、私がこれについてかれこれ申し上げるのは時期尚早でありますから、将来のところは御推量願います。大体このくらいになるだろうというところの見当はおわかりになるだろうと思ひます。

○木村福八郎君 そろすると、財政面です、どのくらい予算面に見積つておられますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 将来これはどうなるか、どういふことを考えてやるか、そういう点もまた今こころ

はつきりするものかと思ひます。今の八千五百万ドル、それに連合国のいろいろなもの等で九千万ドル前後になつておりますが、それに若干加わるというふうで御了承を得たいと思ひます。予算ではまた三百六十円といひますから、大体のところ木村さんおわかりになると思ひますから、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて、別に御質問がございせんか。……御質問がないようでございます。……御質問は終了したものと認めて、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言がございせんか。……御発言がないようでありますから、討論は終局したものと認めます。……討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。金融制度調査会設置法案、これを衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。  
なお諸般の手續は先例により委員長におまかせを願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。  
多数意見者署名  
藤野 繁雄 平林 剛  
前田 久吉 石坂 豊一  
大矢半次郎 大野木秀次郎

新谷寅三郎 木内 四郎  
西川甚五郎 山本 米治  
野溝 勝 土田国太郎  
木村福八郎

○委員長(岡崎眞一君) 次に、前回の委員会において保留されました農産物の協定に基く葉タバコの輸入問題についての平林委員の質疑をこの際お願ひいたします。

○平林剛君 大蔵大臣に、余剰農産物の資金融通特別会計法の一部を改正する法律案に関連して、簡単に質問がありますから、どうか一つ大蔵大臣の方からも簡単に終るように御答弁を願ひたいと思ひます。

それは実は、この前の委員会におきまして、私はこの余剰農産物の受け入れに關する日米協定について、私の所属する社会党が反対であったことについては大臣も御承知の通りだと思ひます。その中で特に私が強調いたしました点は、葉タバコの輸入です。第一次協定で約五百万ドルのタバコを買い入れてきたわけでありまして、第二次協定でも約二百八十五万ドルのタバコを買い込んで歸つてこられた。これは河野農林大臣の仕事でありましたが、その結果これはタバコの耕作面積に直しますと約二千五百町歩ぐらゐの膨大な面積に相当するものであります。この余剰農産物の協定によつて、葉タバコの輸入が面積にして約二千五百町歩程度買入れた結果、通常輸入もありまして、専売公社の倉庫は結局黄色種のスチックだけで結局三十四カ月分になります。葉タバコの在庫というものは、在来、私の委員会における質疑でわかっ

たことでは、二十四カ月分ぐらゐがちょうど手ごろであつて、三十四カ月というのは、つまりその手ごろな状態を越えて過剰になつておるといふことを意味しておるわけでありまして。こうなりまして、せつかくアメリカからいい味のタバコだということで買ひ込んで参りましたもので、国内の在庫が余剰になつてしまふのでありますから、味が落ちてくる、こういう結果に相なる。まあ、わが国としてはこれ以上余計に葉タバコを買ひ入れるという事は損をするという事に相なるわけでありまして。それで、私は、こういう余剰農産物の受け入れに關しては、外交上いろいろの問題もあるかもしれないが、葉タバコの輸入に關しては、これはどうか一つ買われようにしてもらいたいというところを述べておいたわけでありまして。専売公社の方の話によりますと、今後買ひ入れる通常輸入について制限をしていけば、昭和三十五年までの間に何とか通常の在庫に戻せるといふお考えのようでありまして、一番当面必要なことは、これは余剰農産物の受け入れのよゝな話が持ち上つても、事、葉タバコについては買わないというよゝな態度を政府がとることが、これはどうしても必要ではないであらうか、私にはこう考えるわけでありまして。ところが、前回専売公社の販売部長においで願つてそのことをお尋ねしましたところから、専売公社としては、別に困らないからというお話があつた。どうも何か議事録を調べてみると、勘違いしておつたように思ひ、去年、おとしのこを勘違いをして、まあ専売公社も承知したのだというよゝな答弁のよゝりに聞えたわけでありまして。私はぜひ

大蔵大臣の方で、財政上の責任者として余計なことを使わないという意味で、本年度も余剰農産物の受け入れのような話があったときは、事、タバコについては、あなたは一番監督責任者として関係が深い問題でありますから、河野さんが何と言おうと、これはぜひ一つタバコの輸入だけは困るよという態度に出てもらいたいと思うのです。私は大臣にその点の御見解をお聞きしたいと思ってお願ったわけであり

○国務大臣(一萬田尚登君) 率直に申し上げます。私も全く同じ、それで、できるだけ努力といいますが、力を尽したのであります。これはまああれを輸入しないと、余剰農産物全体の成立がどうもできかねる、こういうようなところに追い込まれて、こいつは追いつかれないと、ちよつとあれですが、そういうことになりました、それで、ほんとうならば正常輸入を一つかけんしてほしい、そういう条件を一応つけまして、同時に専売局とも相談して、どうだろか、どうしていいか、どうか、まあ今回限りは何とかなるだろうという話もありまして、それなら全体をこわすのもどうもおもしろくないというので、そういうことになりました、私としても実は遺憾に存じますが、そういうような経緯もありますから、今後の輸入は私としてはやらないような気がしております。

○平林剛君 大蔵大臣が私と同意見であるということで大へん意を強くいたしました。特に私はこの三月ごろの新開で承知したのであります。河野農林大臣の言明として、こつしは葉タバコの輸入に關してはせぬという態度

議決定があつたという報道に接したのですけれども、本年度は何かさういふうなことを、あなたの御意見が通つて葉タバコの輸入はせぬという閣議決定が何か、そのような話し合いがあつたのですか。その点を一つ、私は新聞ではその点を承知いたしましたのでありますが、大蔵大臣が、もし閣議でさういふことがあつたとすれば、この際一つお知らせ願つておきたいと思つてお

○国務大臣(一萬田尚登君) 別に閣議決定といふことはありませんが、われわれ経済閣僚のものでタバコは一つ入れないというふうな考えを持つておいたのであります。さういふ考えで農林大臣は言われたと思つてお

○平林剛君 私は大体今の大臣の答弁で満足いたしますが、一言だけ希望いたしておきます。大体財政的な問題から余計な支出であるという点ですが、これは大臣もお認めになつた通りですが、特に私は葉タバコを作つてゐる耕作者の気持の上からみまして、この葉タバコの輸入というのには、大事なことを考へておるわけですね。なぜかというので、大体この余剰農産物の受け入れによつて買入れたタバコの値段といふのは、キロ当りの平均値段が六百三十九円になつておるわけですね。葉タバコの通常輸入でありまして、六百八十八円という高い値段で、よい葉っぱであるから高いといふこともあるけれども、せん。しかし国内におけるタバコの耕作者の買入れ値段といふのは、黄色種の一箱い葉っぱではあります。最高で四百八十円ですね、平均はそれ以下であるといふことはだれでもわかると思つてお

と国内産の値段と違ふということについて、一般耕作者も非常に不満に感じておるわけですね。いわんや余計に、外交上の都合があらうけれども、河野さんのやり方が下手なんだといふこと、われわれには、安い葉タバコを買つたのに、河野さんは高いタバコを買つてきたといふので、非常に不評になつておる。これは単に河野さんが不評判であるだけならば、こんなこと問題じゃありませんけれども、しかし財政収入の基礎である葉タバコ耕作者がさういふ気持になるといふことは、やはり専売行政の上からいつても好ましいことではないわけですね。私はさういふ意味からいまして、決して単なる余計な支出といふだけでなく、それ以外に、このタバコ耕作者の氣持といふものを考へて政治といふものをやつておらねばならぬ、私はさう思つておる。さういふ意味で、たとえば在庫が三十四カ月分になつたといふことが、すぐ昭和三十一年度における専売公社の増反計画がまとつたといふことと結びついて考へたが、このことと結びついて考へたが、専売公社はない、ないと言ふけれども、黄色種のとにかく在庫が多いといふ結果、専売公社の黄色種の増反計画といふものは本来三十五年までではあつたもので、しなくなつたといふのがほんとうだと思つておる。目には見えませんが、耕作者は葉タバコの輸入によつて変な影響を受けておるわけですね。河野さんが片方で、適地適作主義といふことで、何でも農村の繁榮のために、このたんぼには何を作れ、何を作れといふ研究をしな

いと云つておる。ところで、事、タバコ耕作者に關しては、そんな恩典を受けたいわけではないわけですね。葉タバコの増反はできぬといふことになつておる。こんなわけで、政府の方針にもタバコ耕作者に關しては矛盾が起きておるわけですね。どうか一つこの点も大蔵大臣も御検討願つて、將來さういふ問題があつたときには閣内大臣として積極的に発言をして、まともな意見が通るよ

○木村八郎君 余剰農産物の輸入は、要するに国内の円資金不足を補う手段として行われておるのですが、今後国内円資金の調達については、何かまた新しい観点から考へる必要があるのではないか、その点一つ伺つておきたいと思つてお

○国務大臣(一萬田尚登君) 私も同じ意見であります。今後も慎重にこれは考へなければならぬと思つてお

○委員長(岡崎眞一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて大臣に対する御質問はこれで終ります。

○委員長(岡崎眞一君) 次に税理士法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。

○土田国太郎君 先に主税局長から、添付書類制度については税理士の責任が非常に強く感じられるようなことになつたといふ御説明がありました。それは私もさういふことと存じますが、それ

ここで参考に向つておきたいことは、この責任の重い税理士の善意の過失は、これはある程度恕してもいいと思つて、計画的に当該申告に対しては悪意をもつて通税をはかるとか脱税をはかるとかいうようなことが発覚した場合には、その税理士に対して、何らかの懲戒とか、あるいは除名とかいうような懲罰的のことはあるのですか、ないのですか。またあるとしたらその方法等も……。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点につきましては税理士に対する懲戒処分制度がございまして、従いまして、たとえば税理士法の四十六条には、「国税庁長官は、前条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条(懲戒の種類)各号に掲げる懲戒処分をすることができ。」その懲戒処分の中には、税理士としての資格を取り消すといったような処分が、これは一番重い場合でございまして、そのほか戒告とか一年以内の税理士業務の停止、最後は登録取り消し、そういうふうなものがある場合におきましては情状によりましてこれらの処分をなし得る道が開けております。

○土田国太郎君 これでおしるすは、この書類添付制度と公認会計士の監査証明ですが、これらについて事項によつては混淆しやすい問題があるのだが、根本的に、つまり本質的には別でいくべきものであるというふうに、われわれしるうとしては考えられるのであります。主税局として政府の考えはどうであるか、一応参考までにお伺いします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 監査証明の制度と今度の書類添付の制度とは性格が全然違つたものだと思つております。監査証明の制度といふものは、もつと御承知のように、公認会計士が会社の経理を監査して、これが正しいといふことを証明するわけでありまして、今度の制度は、納税義務者にかつて、たとえば申告書の作成をした場合において、私はこういう程度の関与をいたしましたといふことを示すだけでございまして、経理の監査というものを証明するとかしないとかいう問題とは全然これは別個の話でございまして、われわれとしては、これは全然別個の問題だといふふうに解しております。

○野澤勝君 簡単に一、二お尋ねいたします。この法案理由をみますと、税務行政の円滑化を期するためというところがございますが、では今まで税理士は円滑を期さないでおつたのですか。税務行政について税理士諸君は円滑を期してやつてきたと思つておりますが、この点に対する見解はどうでございませぬか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 税理士が税務行政につきまして、一面において納税者の利益を代表し、同時に税に対する知識をいろいろ普及していただくいろいろな意味におきまして、納税者の利益を代表しながらも税務行政に協力していくという意味においての税務行政の円滑化に資するといふことは、これはわれわれも、おしるす通り従来ともあつたことと思つております。ただし、現在の税理士の状況がこのままの現状において満足していかか

い問題につきましては、これは税務行政そのものにおいてももちろん多々改善すべき余地がある。同じような意味におきまして、税理士のあり方につきましても、これは税理士の内部の方々からいへば、さらにより向上したものにあらなければならぬのではないかと、御意見もあるわけがございまして、そういう意味におきまして、たとえば、こういういろいろな新しい措置をやはり考える必要があるのではないか。そういう意味におきまして、提案の理由には「税務行政の円滑化に資するため」といふふうに書いたわけがございまして。

○野澤勝君 この税理士の中には会計士も計理士も含まれておられると思うのですが、前国会におきましては会計士法の一部改正法案が提案され、その御趣旨を承わつたのでございまして、会計士と計理士の関係については、相当やかましく論議された経緯を私も持っております。しかるに今回この税理士会が税務行政の中核になるといふことになりましたと、政府当局は、せつかく推進している会計士の比重と計理士の比重をこの法案によつて対等のごとくしよらうとお考えになつたのでございませぬか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 計理士の制度は、かつてございまして、一応新しく公認会計士の制度ができました。その機会におきまして、原則的には一応計理士の制度は公認会計士の制度に吸収されてしまつた。そうしていわば当時計理士であつた人たちが、まあ経過的と言つては語弊があるかもしれませんが、一応従前の例によつて残つたというわけがございまして。

○野澤勝君 今、局長さんがお話しになつたように、計理士はなるべく公認会計士に切りかえるために会計士法を制定したというお話である。また私もそう思つておりました。しかるに今回この法案を見ると、計理士の現在の

地位を強化するのに重点を置かれて、前国会において政府の意圖した公認会計士の推進が現われていない、その一つとして会計士資格とその準備のために努力されておる会計士補といふものを割合に軽く見ておられる傾向にあると思つてございまして。と申すのは、一団会計士の方はこれは社会的の信用も實際高いのでございまして。各会社における信頼の度合いも高い。であるから、会計士になるためには会計士補の諸君は非常に勉強と品位の向上のために努力をされておるわけがございまして。計理士も、もちろん試験を受ければなれるのでございまして、そういう意味において、私はむしろ当局が公認会計士の制度をより高く評価し、これを推進しておるだけに、それを中心にして税理士会の軸の考え方もやるべきものであつて、そういう点についてはどうも考慮が払われておられないように見えます。なお政府自身から出された一部改正の法律案の中には、そうした内容の明確な欠き、遺憾がございまして、修正案を繰り込んだ法案は、より多分にその欠陥と危険を見受けられて仕方がないのでございまして、こまかいことは省略いたしますが、政府当局といたしましては、この修正案を受け入れるに至つた気持、本法案の趣旨と何らそごを来たすか来たさないかという点についても、いずれ検討されたこととは思つてございまして、この際その間の構想、所見を承つておきたいと思つておられます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 会計士補につきましては、われわれの方の政府の原案におきまして、計理士の方と同列に扱ひまして、実務経験が十年以上



であれば特別な試験を受けることができるという点に同意して提案してあります。それから衆議院の修正案でございますが、問題の中心は、税理士会というのを作りまして、原則として税理士は税理士会に所属しなければ税理士業ができない、ただ公認会計士の場合におきましては、一定の通知をするこ

とによりまして、その分については業務ができる、いわば税理士会というものをこの際相当強化し、これを中心に税理士の素質の向上をはかっていく方法に改めたらどうかというかというのが、修正の一番大きな点だと思っております。われわれの方としましては、税理士会をそこまでの姿にするのはいかかろいかという点につきまして、最初原案を作ります当時におきましては多少まだ結論が出ておりませんでしたので、その点は政府の原案には入っておりませんでした。衆議院における審議の過程におきまして、いろいろさういうお話しも出しまして、とにかくわれわれとしましては、税理士の方々の素質向上に資するというのが、方途であれば、これはわれわれとしても大いに歓迎すべき問題であるわけでございます。

いのですか。第一弁護士会、第二弁護士会とあるのじゃないのですか。そういふふうな自由を認めている。それと表向きは同じような業務であっても、質的には違っている点が多い。特に会計士のことであるだけに、相いれないような考えを持っている者もあると思

います。しいて強制的にワクの中へ入れようというふうな考え方は私はどうかと思つております。自主性を尊重したらどうかですか、といつて、私は強力で何でもないが、私の意見も少しすなおに聞いてもらいたいと思つております。ですから何がゆえに強制加入のような方式をとらなければならぬかということ、この考え方をあなたに一つ聞きたいので

になるようにというふうな規定にしたらどうかという御意見もござい

今、野澤委員のお話のように、あまり一つに限定してしまふということにきまはして、これはまたそこから弊害が起きるだらう、こういうふうなお話がありまして、結局現在の衆議院の修正案によりますと、これは弁護士会の

の管内で一つでなければならぬ、同時に、当分は一応従来のまま認めるけれど、できるだけ早い機会にこれが一つ

点につきまして公認会計士の方が、必ず税理士会に入らなければ仕事ができないといつたような、そういう困り制限にしておらうとは困るといつた要望もあつたものですから、衆議院の修正案では、公認会計士である税理士は、その方々が取り扱っている会社

〇野澤勝者 そうですね。問題はそこなんです。そこで一体どんな書類を国税局長に届け出なければならぬという

〇野澤勝者 そうですね。問題はそこなんです。そこで一体どんな書類を国税局長に届け出なければならぬという

〇政府委員(渡邊喜久造君) 逆コースというのを聞いてみたいのです。

〇野澤勝者 私の言ひは、渡邊局長は公認会計士資格を得るために必ずか

〇野澤勝者 そうですね。問題はそこなんです。そこで一体どんな書類を国税局長に届け出なければならぬという

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれの方は多少感じが違ひますが、公認会計士の地位を引き下げるという意味にはわれわれは解していません。結局、公認会計士におきましても、税理士になるのときにおいては無試験でなれる。その公認会計士がその仕事をするとときには税理士の資格でやるわけですから、従つてその税理士会に入る。これが一応の原則になるわけです。しかしながら公認会計士につきましても、あなたのおっしゃつておる通りに、公認会計士としての特殊な性格があるわけですから、従つて税理士会に必ず入らなければ仕事ができないということにするのもどうか。そこで一応の一つの調整的な考え方として、それは公認会計士として受け持つおる会社が一応あるわけでございますから、私はこの会社についての公認会計士であり、同時にその会社についての税務代理をやる、こういうことを、その会社の名前、住所を一応国税局長に通知していただければ、その会社についての限りにおいては一応税務代理ができる、こういうことに考へておるわけでございます。取扱い事件ごとに通知するか、いろいろな議論もありましたけれども、そういうような煩瑣なことはこれはやめよう。甲なら甲、乙なら乙、幾つかの会社を受け持つおるわけですから、その受け持つおる会社の名前を通知していただければ、その会社に属する限りにおいては、もう別に税理士会に入る必要もない。こういうような制度になつておるわけです。野澤委員の御心配になるほど、それほどそこに

弊害もあるというふうには私は考へておりません。○野澤勝君 そうすると、こういうふうには解釈していいですね。国税局長への届出は繁雜なものでも窮乏なものでもない。ただ届け出たばなしでよろしい、それで税務代理はできる、こういうふうには解釈して間違ひありません。○政府委員(渡邊喜久造君) 通知という言葉を使つておられます。届出という言葉も実は避けておられます。私は、甲なら甲という会社について、税務代理をするということを一方的な意思表示として国税局長に通知させたいだけ、それで税理士会に入つていなくても、その会社に関する税務代理はできる。こういう意味で、そこに煩瑣な手続は何ら必要としておりません。○野澤勝君 最後に一つ申し上げまして、特に政府に、これは御参考までに申し上げたいと思ふ。政府の出した法案の中には配慮されておるのですが、修正案の中には少し論理が合わない点があるのです。参考までに申し上げておきます。この法案の第五の中で、終りから四行目、次の各号の一に該当する者は、前項の規定により税理士試験を受けられることができる。その一の点について、計理士または会計士補と出ておられます。ところがこの修正案の方を見ると、付帯決議で、各党が出したんです。衆議院で出した付帯決議ですね、これを見ると、「計理士」というのが出ておるだけですね、それとすると、この政府原案とロジックにおいて合つておらないんですが、こういう場合は、これは参議院側とい

たしましては、政府原案の線に沿つて左のごとく修正したい。付帯決議の中に計理士または会計士補と修正するようにしておきたいと思ふのでございまして、これに対するお考えはどうでございませうか。○政府委員(渡邊喜久造君) 衆議院の付帯決議の中には、お話のように会計士補の名前が載つておられますが、政府といたしましては、この問題の処理につきましては計理士と会計士補とは同等に扱つてもおられます。以上。○野澤勝君 わかりました。○平林剛君 この税理士の現況についてちょっとお尋ねをいたしたいと思ふのであります。資料でちよつだいいたしたものでわかつておられますのは、登録をしたところの税理士七千五百六名、こういうふうになつておられますが、私、大体承知しておるところでは、登録をしていないところの税理士がある、こういうふうにお聞きするんであります。すけれども、大体登録をしておらない税理士というのはいくらおられるんでしよう。○政府委員(渡邊喜久造君) 登録をしておらない税理士というのは、多少言葉が正確でないと思ふますが、と申しますのは、登録をしませんと税理士になれないわけなんです。従いまして、たとへば、にせ税理士だとか何とかいうような問題もいろいろ論議になるわけです。で、税理士である資格は持っているけれども、まだ登録をしておらない。まあそれについては全然税理士である仕事をする意図がなく登録をしておらぬ人がほとんど全部だと思ふます。税理士の資格があれば、仕事をするとつもりならそれら問題じゃ

ありませんから、登録をしておいた方がいいわけですから、そういう人の数でございませうか、これは別にお答えしてお答えできません。○平林剛君 これでもいいです。○政府委員(渡邊喜久造君) 申し上げます。資格認定という制度が、まあこれは税理士ができたときの付則であつた問題ですが、これで資格を得ている人が三千九百四十二人ありますが、登録をしておる人は八百三十四人、それから税理士試験に合格した人が六百八十人、この人はもういつでも登録すれば税理士の仕事ができるわけですが、その中で実際に登録して税理士の仕事をしておるのが三百八十八人、従いまして、その差引きの数字が、資格は持っている、しかしまだ登録をしておられない、従つて税理士の仕事もしていない、こういう状態の方であります。○平林剛君 これはどういふわけですか。なんふうに登録をしていないんでしようか。○政府委員(渡邊喜久造君) 資格認定の人の中には、たとへば税務官吏などであります。当時十五年以上、もう実務経験があつたという場合におきましては、資格を得ていた人があります。しかしこの人たちの中で、やめた人、しかしやめましても他に適当な会社に入つたとか、そういう人は、資格はありますが税理士である必要はないわけですね。それから現在なお相変わらず税務の職員で残つておる、こういうものもございまして、そういうものがその三千人ほどの中には相当入つておるといふふうに考へていきたいと思います。それから資格合格の方は、これもま

あ、会社に現在勤めておる、しかし一応税理士の資格だけは持つていた方がいいだろうという意味で試験に合格した人、あるいは税務官吏であつて将来のことを考へて、若いうちに試験だけを取つておきたい、まあそういうふうな者があります。○平林剛君 今登録をしていない事情については大体わかつたのであります。が、しかし今度の新しく特別の試験をやることによつてかなり税理士の資格を得てまた登録なさる人がかなり多くなると思ふのです。今度提出した法律案によつて税理士の数が非常になつてくるといふことは十分予想されるわけです。これがなぜこういうふうになつて、まだ登録をしておらない人がこんなにたくさんあるのに、さらに特別試験をやつてふやす理由がどこにあるのだろうかというのが第一の疑問として当然出てくるわけでございます。なぜそういうふうになるかということも簡単に、やはり税務行政を円滑にするためというところになるかも知れません。この点、私としてはどうも少し理解できないところがあるわけですね。それは別にしても、こういうふうになつてくると、税理士のさんふえてきますという、税理士のインフレができる、税理士が過剰になつてくる、こうなつてきますという、私も次は心配するのは、結局お互いが競争をし合つていくことになる、これが脱税専門家になつて、脱税をやる人が結局多く使われるという結果になるような心配をするわけですね。こういう点について政府は

どういふふうに対処したらいいのか、

こういう点はどうかというふうにお考えになつていますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 資格を受ける今度のこの法案が通りまして、どの程度の人が特別の試験を受ける資格の人数になるかという点につきまして、国税関係の職員におきましては約二千六百人、それから計理士関係で千二百人ほどおります。これはしかし第一年度におきましては国税関係で四百七十三人、計理士で六百八人、それで先ほどの数字からおわかりのように、資格は取っておきましても、すぐに税理士になれるというふうのものではないわけでございますので、そう急速にこのために税理士の数がふえてゆくというふうには思いません。しかし一応ふえてゆくという事は、これは事実たうろと思いません。そこで先ほど多少論議が出ましたが、税理士会というものを一応強化することによりまして、その会の自主的な活動を待ちまして、素質の向上に努めてゆくという事を第一義的なものとして考えていきたい、かように考えております。

○平林剛君 この法律案を見ると、私は非常にいやな感じを受けるのは、税理士とか計理士とか、それぞれの立場の人たちが、それぞれの利害を主張されて議論をするという傾向が多いように思う。全般から見ると、やはりこの国の収入を得る上において、公正がくずされる、またその下手な指導をされて脱税専門の人がふえる、インフレになるという、やはりそういう傾向になる、これは、やはり政府としては、今後十分見ていかなければならぬ、ということをお私に希望するのです。今お答えによりまして、税理士会というの

も、その目的のために資するということでありませぬけれども、先ほど質問がありましたように、憲法上もいろいろ議論があるのに、こういう制度をやつて、特に税理士会というものをやる以上は、今あなたがお答えになつたような趣旨を十分活用するといふふうには努力すべきであると思つておりますが、その点のお考えはどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 税理士につきましては、国税庁の長官は相當の監督権は持つております。あまり監督権が前に出るようなやり方は、われわれ好ましくないと思つて、しかし必要に応じてこの監督権を使い、その以前において、できるだけ話し合つて、お話のような御心配のないように、弊害の起きないような措置を、国税庁、大蔵省ともに大いに努力していくべきだといふ点については、われわれ全然同意でございます。

○平林剛君 今の処置にもう一つ言えることは、書類の添付制度が今度三十三条の二項ですかによつて定められておりますが、私はこの法律案を読んだときに、税理士会というものと新たに書類添付制度が採用されたということが、同時にそちらの方向に活用せられるものではないだろうかという感じを受け取つたんです。つまり書類添付の制度というものは、税理士が関与したところの程度の事実を記載するというところに相なつておりますから、そういう意味では、この面に関して税理士も責任を持つということになると思つておりますが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点は先ほど土田委員から、その制度は

どういう理由だといった御質問のとき、私が申し上げた点と、重複するわけでございますが、われわれはその制度を通じまして、税理士の方々に責任の範囲をはつきり明らかにしていただく、そのことによつて、仕事の点において向上を期していただく、かように考えております。

○平林剛君 一つだけ、こまかいことではありますが、この法律案で、「(業務の制限)」、第四十二条であります。が、こういう条項によりまして、「離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。」、こういう制限を行つた理由は、前回説明があつたからわかつて居るのですが、わからなかつたのは、こういう表現になつてますと、占めていた職の所掌に属する事件と、こうなると、法人税を取り扱つていた者は、一年以内であつても、所得税の方はいいの、あるいは直接税をやつていた人は、間接税の方の仕事はやつていいの、かという疑問が浮いてくるわけなんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) それは、あるいは前回の補足説明が不十分であつたかもしれません。その「所掌」といふのは、その人によつてそれぞれきまるわけでございます。たとえば日本橋の税務署長であれば、日本橋管内についての全部の税金について所掌している、所得税課長であれば所得税に關するものはやつて居る、こういうわけでございます。しかしそれは日本橋管内の所得税、従つてよその管内の所得税は關係ないわけでありまして、そういう意味におきまして、その關係が多少その文句では、言葉の性質は、

はつきりしているわけでありまして、普通に読みますと多少疑問が起きます。結局それぞれの職務についているつき方によつて、扱つていた職掌の範囲があるわけでございますが、その範囲の仕事は一年間はやつてはいけな

い、かように考えております。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御質疑はございませんか。……別に御質疑はないようでありますから、質疑は終了したものと認め、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もないようであります。……、ございませぬか。……それでは討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。税理士法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。本案は可決すべきものと決定いたしました。

諸般の手續は委員長に御一任を願います。  
多意見者の御署名を願います。  
藤野 繁雄 平林 剛  
前田 久吉 石坂 豊一  
大矢半次郎 大野木秀次郎  
新谷寅三郎 木内 四郎  
西川甚五郎 山本 米治  
野溝 勝 土田国太郎  
○委員長(岡崎眞一君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(岡崎眞一君) 速記を始め  
これをもって散会いたします。  
午後一時八分散会

昭和三十一年六月四日印刷

昭和三十一年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局